

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2025年 4月 23日	
堺市長 殿	
提出者 ケイミュー株式会社 堺工場	
住所 大阪府堺市堺区築港南町10番地	
氏名 工場長 和田 大助	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 072-233-9092	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	

事業場の名称	ケイミュー株式会社 堺工場
事業場の所在地	大阪府堺市堺区築港南町10番地
計画期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	22：窯業、土石製品製造業
②事業の規模	2024年年度 7711百万円
③従業員数	100名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
添付資料参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2024年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥(清掃屑)	②陶磁器(ブローク屑) 「東産廃置き場」
	排出量	0 t	466.72 t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥排出の削減 ⇒ 回収効率を上げる設備改善 ・ストレッチフィルムの有価取引契約の締結 堺工場における、廃プラスチック類の排出量削減を実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥(清掃屑)	②陶磁器(ブローク屑) 「東産廃置き場」
	排出量	0 t	460 t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥排出の削減 ⇒ 更なる回収効率を上げる設備改善 ・長時間停止を削減し、ブローク屑の排出量を削減する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥の排出を削減するため、水分を抜き固形化してから排出するようにしている
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類(コンテナ)の中身を精査し細かに分けて、廃プラスチックの削減に取り組む

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③陶磁器(板屑) 「東産廃置き場」	④陶磁器(廃却品)	⑤汚泥(塗料カス)	⑥汚泥(塗料付きウエス)
40.25 t	106.13 t	101.8 t	1.2 t

②計画

③陶磁器(板屑) 「東産廃置き場」	④陶磁器(廃却品)	⑤汚泥(塗料カス)	⑥汚泥(塗料付きウエス)
35 t	100 t	100 t	1 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦汚泥(油付きウエス)	⑧汚泥(塗料廃液) 「水性塗料」	⑨汚泥(ブースカス) 「水性塗料」	⑩汚泥(オートクレーブドレ)
1.6 t	66.71 t	421.2 t	0.74 t

②計画

⑦汚泥(油付きウエス)	⑧汚泥(塗料廃液) 「水性塗料」	⑨汚泥(ブースカス) 「水性塗料」	⑩汚泥(オートクレーブドレ)
1 t	65 t	412 t	0.74 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

①汚泥(油付き製品屑)	②汚泥(原料ダスト)	③汚泥(ブローク屑) 「東産廃置き場」	④汚泥(水処理汚泥)
4.4 t	22.05 t	131.14 t	431.24 t

②計画

①汚泥(油付き製品屑)	②汚泥(原料ダスト)	③汚泥(ブローク屑) 「東産廃置き場」	④汚泥(水処理汚泥)
4 t	20 t	130 t	430 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

⑮廃プラスチック類(コンテナ)	⑯廃プラスチック類(営業倉庫)	⑰廃プラスチック類(廃フェルト)	⑱廃プラスチック類(廃ろ布)
51.84 t	10.93 t	2.74 t	0.57 t

⑮廃プラスチック類(コンテナ)	⑯廃プラスチック類(営業倉庫)	⑰廃プラスチック類(廃フェルト)	⑱廃プラスチック類(廃ろ布)
50 t	0 t	2 t	0.57 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

⑱廃プラスチック類 (ストレッチフィルム)	⑳木屑(コンテナ)	㉑木屑(廃パレット)	㉒廃油(オートクレーブドレ)
2.58 t	4.53 t	130.25 t	0 t

⑱廃プラスチック類 (ストレッチフィルム)	⑳木屑(コンテナ)	㉑木屑(廃パレット)	㉒廃油(オートクレーブドレ)
0 t	4 t	120 t	0 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

㊸照明機器(蛍光灯等)	㊹廃電池類(特管廃電池)	㊺廃油(廃溶剤)	
0.08 t	0.05 t	5 t	t

㊸照明機器(蛍光灯等)	㊹廃電池類(特管廃電池)	㊺廃油(廃溶剤)	
0.08 t	0.05 t	4 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥(清掃屑)	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥(清掃屑)	②陶磁器(ブローク屑) 「東産廃置き場」
	全処理委託量	0 t	466.72 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	466.72 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥排出の削減 ⇒ 回収効率を上げる設備改善 ・ ストレッチフィルムの有価取引契約の締結 堺工場における、廃プラスチック類の排出量削減を実施			

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③陶磁器(板屑) 「東産廃置き場」	④陶磁器(廃却品)	⑤汚泥(塗料カス)	⑥汚泥(塗料付きウエス)
40.25 t	106.13 t	101.8 t	1.2 t
40.25 t	103.13 t	17.6 t	0.2 t
t	t	84.2 t	1.0 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦汚泥(油付きウエス)	⑧汚泥(塗料廃液) 「水性塗料」	⑨汚泥(ブラスカス) 「水性塗料」	⑩汚泥(オートクレーブドレン)
1.6 t	66.71 t	421.2 t	0.74 t
0.2 t	66.71 t	396.66 t	0.74 t
1.4 t	t	24.54 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

①汚泥(油付き製品屑)	②汚泥(原料ダスト)	③汚泥(ブローク屑) 「東産廃置き場」	④汚泥(水処理汚泥)
4.4 t	22.05 t	131.14 t	431.24 t
t	22.05 t	t	302.38 t
4.4 t	t	131.14 t	128.86 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑮廃プラスチック類(コンテナ)	⑯廃プラスチック類(営業倉庫)	⑰廃プラスチック類(廃フェルト)	⑱廃プラスチック類(廃ろ布)
51.84 t	10.93 t	2.74 t	0.57 t
51.84 t	10.93 t	t	t
t	t	2.74 t	0.57 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑱廃プラスチック類 (ストレッチフィルム)	⑳木屑(コンテナ)	㉑木屑(廃パレット)	㉒廃油(オートクレーブドレン)
2.58 t	4.53 t	130.25 t	0 t
2.58 t	4.53 t	130.25 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③照明機器(蛍光灯等)	④廃電池類(特管廃電池)	⑤廃油(廃溶剤)	
0.08 t	0.05 t	5 t	t
0.08 t	0.05 t	t	t
t	t	5 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

		【目標】	
産業廃棄物の種類		①汚泥(清掃屑)	②陶磁器(ブローク屑) 「東産廃置き場」
②計画	全処理委託量	0 t	460 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	460 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥排出の削減 ⇒ 更なる回収効率を上げる設備改善 ・長時間停止を削減し、ブローク屑の排出量を削減する。 ・廃プラスチック類(コンテナ：混合管理型)の中身を更なる精査、廃棄物の更なる分別により、廃プラスチック類の削減を図る 			
※事務処理欄			

②計画

③陶磁器(板屑) 「東産廃置き場」	④陶磁器(廃却品)	⑤汚泥(塗料カス)	⑥汚泥(塗料付きウエス)
35 t	100 t	100 t	1 t
35 t	100 t	20 t	0.2 t
t	t	80 t	0.8 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面-3)

②計画

⑦汚泥(油付きウエス)	⑧汚泥(塗料廃液) 「水性塗料」	⑨汚泥(ブラスカス) 「水性塗料」	⑩汚泥(オートクレーブドレン)
1 t	65 t	412 t	0.74 t
0.2 t	65 t	400 t	0.74 t
0.8 t	t	12 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面-4)

②計画

①汚泥(油付き製品屑)	②汚泥(原料ダスト)	③汚泥(ブローク屑) 「東産廃置き場」	④汚泥(水処理汚泥)
4 t	20 t	130 t	430 t
t	20 t	t	330 t
4 t	t	130 t	100 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

⑮廃プラスチック類(コンテナ)	⑯廃プラスチック類(営業倉庫)	⑰廃プラスチック類(廃フェルト)	⑱廃プラスチック類(廃ろ布)
50 t	0 t	2 t	0.57 t
50 t	t	t	t
t	t	2 t	0.57 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面-6)

②計画

⑱廃プラスチック類 (ストレッチフィルム)	⑳木屑(コンテナ)	㉑木屑(廃パレット)	㉒廃油(オートクレーブドレン)
0 t	4 t	120 t	0 t
t	4 t	120 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

②③照明機器(蛍光灯等)	②④廃電池類(特管廃電池)	②⑤廃油(廃溶剤)	
0.08 t	0.05 t	4 t	t
0.08 t	0.05 t	t	t
t	t	4 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。